

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

クラウドサービスやサービスコンポーネントの提供により中小企業のDXを総合的かつ網羅的に支援し、生産性の向上に資する

b. IT実装支援

クラウドサービスやオンサイトでのRPA技術を組み合わせ、中小企業の現場におけるデジタル化とDX導入を推進する

情報セキュリティ支援の観点からセキュリティマネジメントやプロダクトセキュリティデザインを実装する

c. 専門人材マッチング

高度情報人材である情報処理安全確保支援士がDX推進やデジタル化を直接牽引して中小企業現場の生産性向上を支援する

d. グリーン化の取組

DX導入やデジタル化により、ペーパーレス化や生産性向上を推進し、働き方改革によって中小企業のグリーン化を包括的に支援する

e. 健康経営に関する取組

労務管理や就業時間の適正化を支援するツールとノウハウの提供により、中小企業の働き方改革を推進し、健康経営への取り組みに資する

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

電子取引や電子契約の導入を主体的に推進し、下請事業者の取引コストの低減と取引の透明性確保に努めます。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引のデジタル化やペーパーレス化にかかるシステム利用料の負担を一方的に下請事業者に求める 것은ありません。下請事業者が取引のデジタル化やペーパーレス化に取り組む際には過大なコストを要求せず適正なコストでの導入を支援します。

2023年12月28日

Future Life Partners 合同会社 代表社員 小松誠